



平成28年1月6日

福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価方法書等について

福岡空港回転翼機能移設事業は、福岡空港における回転翼機能を対象とした運用施設を現空港場外に新たに設置を行うものであり、福岡市環境影響評価条例第2条第3項に規定する対象事業に該当いたします。

このたび、事業者である国土交通省大阪航空局及び九州地方整備局は、同条例の規定に基づき、「福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）」をとりまとめ、方法書及び同要約書を本日付で福岡市長に提出いたしました。

環境影響評価方法書とは、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法を示したものです。

方法書等について、本日より縦覧を行い、縦覧期間内に説明会を開催いたします。また、方法書について、環境の保全の見地からの意見のある方はどなたでも意見書を提出することができます。

- ・縦覧期間：平成28年1月6日から平成28年2月5日まで
 - ・意見書提出期間：平成28年1月6日から平成28年2月19日まで
- ※ 詳しくは、別添の資料1から3をご覧ください。

《対象事業の概要》

- ・事業者の名称、代表者の氏名
国土交通省大阪航空局長 加藤 隆司
国土交通省九州地方整備局長 鈴木 弘之
- ・主たる事務所の所在地
大阪航空局：大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号大阪合同庁舎第四号館
九州地方整備局：福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎
- ・対象事業の名称
福岡空港回転翼機能移設事業
- ・対象事業の種類
飛行場及びその施設の設置の事業
- ・対象事業実施区域
福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜
- ・対象事業の規模
ヘリコプター専用の運用施設の面積 約80,000㎡

【問い合わせ先】

大阪航空局 空港部 空港企画調整課
担当：森住（もりずみ）、溝上（みぞがみ）
直通：06-6949-6469
九州地方整備局 港湾空港部 福岡空港PT
担当：温品（ぬくしな）、園田（そのだ）
直通：092-418-3374

福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価方法書の 縦覧について

国土交通省大阪航空局及び九州地方整備局は、福岡市環境影響評価条例の規定に基づき、「福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）」をとりまとめ、以下のとおり縦覧いたします。

- 1 縦覧期間は、平成28年1月6日から平成28年2月5日までです。ただし、福岡市和白地域交流センターは1月25日を除き、福岡市立東市民センターは2月1日を除き、国土交通省の各所及び福岡市東区役所は土曜日、日曜日、祝日を除きます。
- 2 縦覧場所は、以下のとおりです。
 - ・ 国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課
 - ・ 国土交通省大阪航空局福岡空港事務所総務部総務課
 - ・ 国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチーム
 - ・ 国土交通省九州地方整備局博多港湾・空港整備事務所総務課
 - ・ 福岡市役所情報プラザ
 - ・ 福岡市東区役所企画振興課
 - ・ 福岡市立東市民センター
 - ・ 福岡市和白地域交流センター（コミセンわじろ）
- 3 縦覧時間は、9時00分から16時30分までです。
- 4 縦覧の場所には、「方法書」、「同要約書」、「方法書のあらまし」の縦覧物のほかに、「縦覧について（資料1）」、「意見書の提出について（資料2）」、「意見書様式」、「説明会の開催について（資料3）」を設置しております。
- 5 縦覧は、所定の場所で行うものとし、縦覧物の所定の場所以外への持出し、貸出しは禁止いたします。
- 6 方法書、同要約書及び方法書のあらましは、大阪航空局ホームページでも公表しております。
大阪航空局ホームページ：<http://ocab.mlit.go.jp/top/>
- 7 方法書、同要約書及び方法書のあらましの複写については、縦覧場所では対応していません。必要に応じて、大阪航空局ホームページよりダウンロードしてください。

8 方法書、同要約書及び方法書のあらましの縦覧に関するご質問については、大阪航空局空港部空港企画調整課、又は、九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチームにお問い合わせください。

- ・ ヘリコプターの運航、飛行場の施設の供用に係るもの

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館

電話 06-6949-6469

時間 午前9時30分～午後5時00分

- ・ 工事の実施、飛行場の存在に係るもの

国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチーム

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

電話 092-418-3374

時間 午前9時30分～午後5時00分

福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価方法書に対する 意見書の提出について

- 1 方法書について環境の保全の見地からの意見を有する方は、どなたでも意見書を提出することができます。
- 2 意見書は、環境の保全の見地からの意見及びその理由を併せて記載してください。なお、外国語による場合は、日本語訳を付してください。
- 3 提出者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を記載してください。
- 4 意見書を提出する場合は、別添の所定様式（福岡市環境影響評価条例施行規則 様式第5号）を使用して提出してください。
- 5 意見書の様式は、縦覧場所に備え付けの配布用紙、又は、大阪航空局ホームページよりダウンロードしてご利用ください。なお、説明会の会場でも意見書様式を配布いたします。
- 6 意見書の提出方法は、持参、郵送、FAXのいずれかの方法で提出してください。
- 7 意見書の提出期限は、平成28年2月19日までです。持参、FAXによる提出は、2月19日の16時30分までとなります。また、郵送の場合は、2月19日の消印まで有効となります。

提出先（下記のいずれかに提出してください）

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課 宛

電話 06-6949-6469 FAX 06-6949-6218

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチーム 宛

電話 092-418-3374 FAX 092-418-3060

- 8 方法書、同要約書及び方法書のあらまはは、大阪航空局ホームページでも公表しております。

大阪航空局ホームページ：<http://ocab.mlit.go.jp/top/>

様式第5号

意見書

平成28年 月 日

国土交通省大阪航空局長 加藤 隆司 殿
国土交通省九州地方整備局長 鈴木 弘之 殿

住所
氏名

印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

福岡市環境影響評価条例 第8条 の規定により、 方法書 についての意見書を提
第17条 準備書

出します。

方法書又は準備書の名称	福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価方法書
-------------	---------------------------

意見項目	環境の保全の見地からの意見及びその理由

- 備考 1 根拠規定のうちいずれか該当するもの及び方法書又は準備書のいずれか該当するものに○をしてください。
2 意見書には、意見のある項目を挙げ、その項目ごとに環境の保全の見地からの意見及びその理由を記入してください。
3 意見書を別紙に継続する場合は、順番が分かるようにしてください。

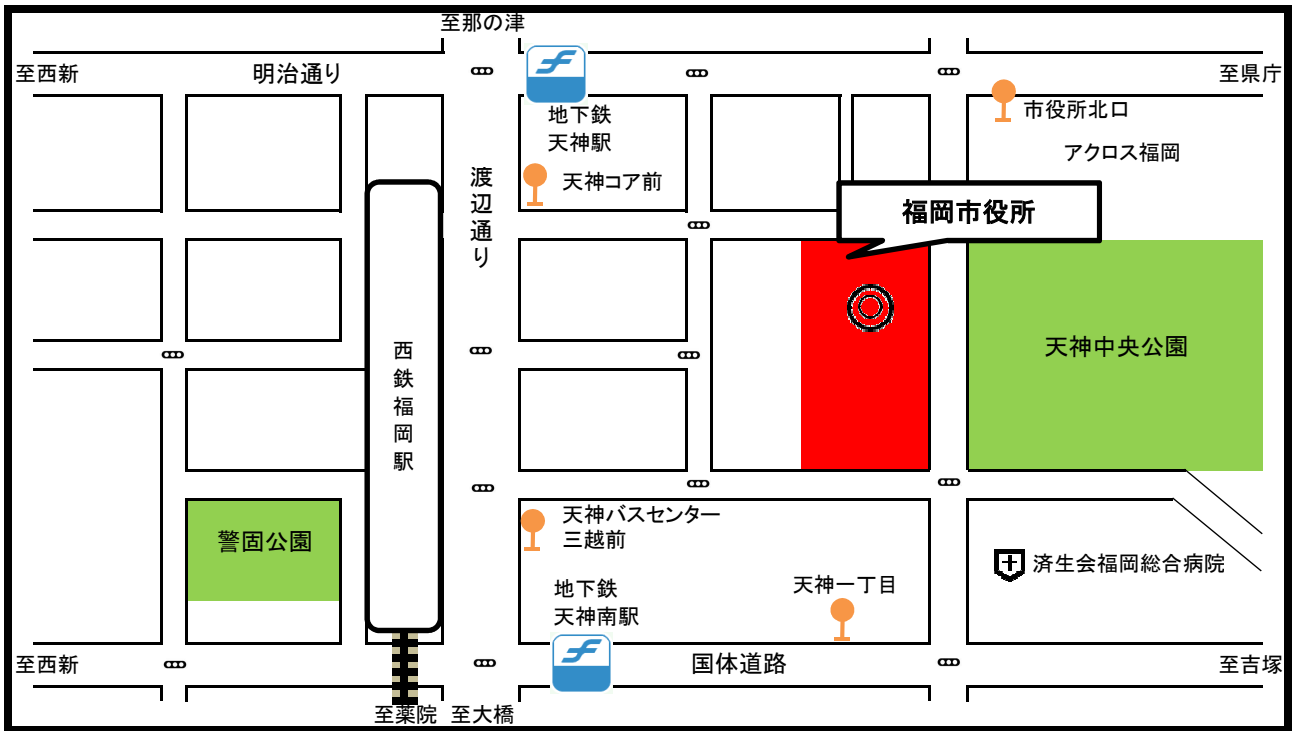
福岡空港回転翼機能移設事業に係る環境影響評価方法書の 説明会の開催について

- 1 方法書の説明会は、福岡市環境影響評価条例に基づき、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定など方法書の記載事項を周知するために開催するものです。
- 2 説明会は、対象事業実施区域がある福岡市東区と、どなたでも参加いただけるよう福岡市役所にて開催いたします。
- 3 説明会の日時及び場所は以下のとおりです。(別添地図参照)
 - ① 平成28年1月23日(土) 13:00～ (2時間程度)
福岡市役所行政棟15階 講堂
収容人数200名程度(駐車場はございません。)
 - ② 平成28年1月23日(土) 19:00～ (2時間程度)
福岡市和白地域交流センター(コミセンわじろ)5階 多目的ホール
収容人数200名程度
(駐車場:お車でお越しの際は、福工大前駅立体駐車場をご利用ください。駐車券を2F受付に提示すると4時間まで無料でご利用いただけます。)
 - ③ 平成28年1月24日(日) 10:00～ (2時間程度)
福岡市奈多公民館1階 講堂
収容人数100名程度(駐車場はございません。)
- 4 説明会は、居住地に関係なくどなたでも参加することができます。
- 5 説明会に参加する場合は、開催日時に会場へお越しください。事前に申込はございません。但し、会場の収容人員には限りがございますのでお早めにお越しください。
- 6 福岡市役所及び奈多公民館には駐車場がございません。また、交通混雑を避けるためにも、できる限り公共交通機関をご利用ください。
- 7 質問は、方法書の内容に関する質問に限らせていただきます。また、ご意見については、意見書の提出により述べるができることとなっておりますので、意見書様式に記入していただき提出をお願いします。
- 8 説明会の会場内において、説明会参加者が以下の事項について遵守されない場合は、退室をお願いすることがありますので御了承ください。
 - (1) 発言は、司会者の指示に従ってください。できるだけ多くの方に質問してい

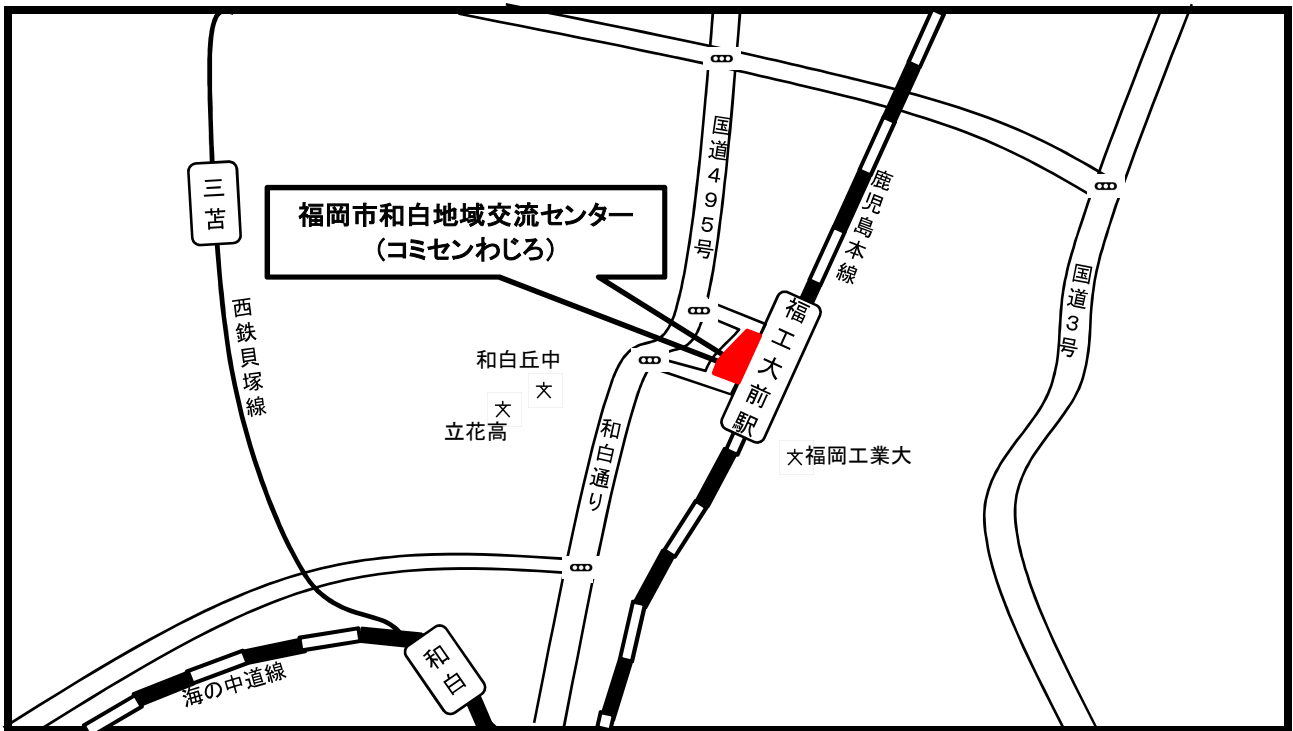
ただくため、発言回数、発言時間を制限させていただく場合がございます。
ビラ等の配布や暴言などの行為は行わないでください。

- (2) 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定してください。
- (3) 会場内は禁煙です。喫煙は、所定の場所をお願いします。
- (4) その他、会場の秩序を乱す行為はしないでください。

福岡市役所



福岡市和白地域交流センター(コミセンわじろ)



福岡市奈多公民館

